No. 109

全国埋文協会執

発行 全国埋蔵文化財法人連絡協議会

編集 (公財)愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県埋蔵文化財センター 〒498-0017 愛知県弥富市前ケ須町野方802-24

第46回総会 会長法人挨拶

全国埋蔵文化財法人連絡協議会会長法人 公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団 専務理事兼事務局長 松田英世

MUMTEL - - WHENTON OLD CONTROL TO THE LOW WHAT TO INTELLED IN

令和7年度全国埋蔵文化財法人連絡協議会総会 の開催にあたり、会長法人として一言ごあいさつ を申し上げます。

本日は、全国から多数の加盟法人の皆様にご参 加いただき、厚くお礼申し上げます。また、今年 度の功労者表彰を受賞された方々のご功績に敬意 を表しますとともに、益々のご活躍を祈念いたし ます。

さて、当連絡協議会は昭和55年9月に設立され、 今年で45年目を迎えました。この間、全国の加盟 法人は、行政機関とともに埋蔵文化財保護行政の 担い手として、発掘調査や報告書の刊行、文化財 保護の普及啓発活動などに真摯に取り組んでまい りました。その結果、それぞれの地域あるいは全 国での埋蔵文化財の調査、研究、啓発活動におい て大きな功績を遺してきております。当連絡協議 会としても、加盟法人間の情報共有、研修、文化 庁への要望活動、各ブロックにおける普及啓発活 動の支援などに積極的に取り組み、円滑な法人運 営の支援に効果を上げてきたところであります。

しかしながら、近年、頻発する自然災害やデジ タル技術の急速な進展に加え、担い手不足、物価 高騰などにより、法人の事業活動に直接・間接に 影響を及ぼす新たな課題が次々と発生してきてお ります。こうした課題の解決に向けた道筋を探る うえで、加盟法人が一堂に会し、情報共有や意見 交換を行い、討議を深めることが極めて肝要であ り、当連絡協議会はそうした機会をこれからも提 供してまいります。

加盟法人におかれましては、今後とも難しい組 織運営が求められることと存じます。当連絡協議 会の活動が、各法人が抱える様々な課題の解決の



挨拶する全国埋蔵文化財法人連絡協議会会長

一助となることを願い、引き続き文化庁をはじめ 関係機関と協調し、当連絡協議会を通じた法人間 の協力体制の強化を図ってまいりたいと考えてお りますので、皆様のご協力をいただきますようよ ろしくお願いいたします。

結びに、本日の総会開催に当たり多大なるご尽 力をいただきました公益財団法人 愛知県教育・ス ポーツ振興財団愛知県埋蔵文化財センターの皆様 に心よりお礼を申し上げます。また、本日ご臨席 を賜りました文化庁文化財第二課の近江様、愛知 県県民文化局の辻様に心より感謝を申し上げまし て、あいさつといたします。

MUNTELL DWW. SUNIVERSE OF THE LOW WEST OF THE PROPERTY OF THE

第46回総会 愛知県名古屋市にて開催 — 36法人が参加 —

第46回全国埋蔵文化財法人連絡協議会総会は、 6月12日(木)・13日(金)に愛知県名古屋市において、36法人が参加して開催されました。

今年度の開催法人は、(公財) 愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県埋蔵文化財センターで、1日目は名古屋市内の会場で会議を開き、2日目は清須市・瀬戸市及び刈谷市・豊田市の2コースに分かれて視察を行いました。

日 程

第1日目 総 会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 開催法人あいさつ 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県埋蔵文化財センター長 伊藤 尚巳氏
- 4 来賓あいさつ 愛知県県民文化局文化部文化芸術課 文化財室長 辻 光代氏
- 5 功労者表彰
- 6 議 事

報告事項

第1号 役員の輪番について

第2号 令和8年度以降の総会等の開催について

議案

第1号 令和6年度事業報告について

- 1 会議等の開催
- 2 文化庁への陳情・要望活動
- 3 研修事業の開催
- 4 各ブロックの活動状況
- 5 会報発行
- 6 デジタル技術等活用推進委員会の活動
- 7 「発掘された日本列島2024」展への協力
- 第2号 令和6年度収支決算報告及び監査報告について
 - I 令和6年度収支決算報告
 - Ⅱ 監査報告

第3号 令和7年度事業計画(案)について

第4号 令和7年度収支予算(案)について

7 講 話

「埋蔵文化財保護制度と今日的な課題」 文化庁文化財第二課 主任文化財調査官 近江 俊秀氏

8 閉 会

第2日目 視 察

Aコースは、清須市の「あいち朝日遺跡ミュージアム」と瀬戸市の「愛知県陶磁美術館」の視察を行いました。

Bコースは、刈谷市の「刈谷市歴史博物館」と 豊田市の「豊田市博物館」の視察を行いました。



第1日目 会場の様子



挨拶する(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県埋蔵文化財センター長 伊藤氏

本総会において、以下の11名の方々が表彰されました。

法人名	役職	氏 名
(公財) 岩手県文化 振興事業団 埋蔵文化財センター	主幹兼調査課課長補佐	星 雅之
(公財) 岩手県文化 振興事業団 埋蔵文化財センター	主幹兼調査課課長補佐	阿部 勝則
(公財) 福島県文化 振興財団	遺跡調査部 専門文化財主査	佐藤 啓
(公財) とちぎ未来 づくり財団 埋蔵文化財センター	普及活用課長	篠原 浩恵
(公財) とちぎ未来 づくり財団 埋蔵文化財センター	調査研究課長	江原 英
(公財) かながわ考 古学財団	発掘調査課長	加藤 久美
(公財)新潟県埋蔵 文化財調査事業団	普及・資料課長	佐藤 友子
(公財) 石川県埋蔵 文化財センター	調査部主幹	久田 正弘
(公財) 石川県埋蔵 文化財センター	調査部主幹	松山 和彦
(公財) 滋賀県文化 財保護協会	企画整理課 参事	内田 保之
(公財) 広島市文化 財団	文化財課 主幹学芸員	高下 洋一



挨拶する(公財) とちぎ未来づくり財団 埋蔵文化財センター 篠原氏

総会議事の概要(一部掲載)

報告事項 第1号 役員の輪番について

年 度	会 長	副会長	監事
令和 2・3 年度	関東 (かながわ)	北海道 ・東北 (福島県)	中部・北陸 (長野県) 近 畿 (滋賀県)
令和 4・5 年度	北海道·東北 (山形県)	中部・北陸 (石川県)	関 東 (栃木県) 中国・四国・九州 (広島市)
令和 6・7 年度	中部・北陸 (新潟県)	中国・四 国・九州 (徳島県)	北海道・東北 (北海道) 近 畿 (長岡京市)
令和 8・9 年度	中国·四 国·九州 (広島県)	近 畿 (京都府)	関東 (埼玉県) 中部・北陸 (愛知県)
令和 10·11 年度	近 畿 (一)	関東 (埼玉県)	北海道・東北 (岩手県) 中国・四国・九州 (山口県)
令和 12・13 年度	関 東 (千葉県)	北海道 ・東北 (山形県)	中部・北陸 (新潟県) 近 畿 (ー)
令和 14・15 年度	北海道 ・東北 (-)	中部・北陸(新潟県)	関東 (かながわ) 中国・四国・九州 (高知県)

- 注1) 任期は、各年度の総会時から次期改選時 (2年後の総会)までとする。
- 注2) 令和16年度以降は、令和6年度から令和15 年度までの繰り返しとする。
- 注3) 会長担当ブロックは会報発行事務を、副会 長担当ブロックは功労者表彰事務をそれ ぞれ担当することとする(平成28年度総会 以降)。

報告事項 第2号 令和8年度以降の総会等の開催に ついて

年 度	総会	研修会	役員会 (春)
令和2年 度	中部・北陸 (石川県) Wiki	中国·四国· 九州 (愛媛県)	近 畿 (大阪府) Wiki
令和3 年 度	中国・四国・ 九州 (広島県・ 広島市) Wiki	北海道 ・東北 (岩手県) オンデマンド	関東 (東京都) Webex
令和4 年 度	関東 (群馬県)	中部・北陸 (長野県)	中国·四国· 九州 (徳島県) Web
令和 5 年 度	近 畿 (和歌山県・ 和歌山市)	関東 (茨城県)	北海道 • 東北 (北海道)
令和6年度	北海道 ・東北 (福島県)	近畿(兵庫県)	中部・北陸 (長野県)
令和7年 度	中部・北陸 (愛知県)	中国·四国· 九州 (高知県)	近畿 (京都府)
令和8年度	中国·四国· 九州 (愛媛県)	北海道 ・東北 (北海道)	関東(茨城県)
令和 9 年 度	関 東 (とちぎ)	中部・北陸 (石川県)	中国·四国· 九州 (山口県)
令和10 年 度	近 畿 (-)	関東 (埼玉県)	北海道 ・東北 (-)

- 注1) 令和10年度以降は、令和5年度から令和 9年度までの繰り返しとする。
- 注2) 各会議の開催法人は、各地区からの推薦 により総会で決定する。
- 注3) 役員会(秋)の開催については、会長法 人が開催する。

議案 第1号 令和6年度事業報告について

事務局から会議等の開催、文化庁への陳情・要望活動、研修事業の開催、各ブロックの活動状況 及び会報発行等について報告があり、原案のとおり了承されました。

1 会議等の開催

(1) 第45回総会

日 程: 令和6年6月13日(木)・14日(金)

会 場:福島県福島市

ウェディングエルティ

開催法人:(公財)福島県文化振興財団

参加者:35法人 90名

(2) 第1回役員会

日程:令和6年5月10日(金)

会 場:長野県長野市

シャトレーゼホテル長野

開催法人:(一財)長野県文化振興事業団

長野県埋蔵文化財センター

参加者: 9 法人 16名

(3) 第2回役員会

日程:令和6年11月8日(金)

会 場:新潟県新潟市 NINNO3会議室 開催法人:(公財)新潟県埋蔵文化財調査事業

団(会長法人)

参加者:10法人16名

2 文化庁への陳情・要望活動

令和6年7月5日(金)に全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会と共同で文化庁に要望活動を行いました。要望については以下のとおりです。

- ① 法人調査組織が埋蔵文化財保護の一翼を担う 組織であるとの位置づけを堅持し、地域におけ る文化財調査研究の中核機関として文化財保護 行政の推進に大きく貢献できるよう、地方公共 団体に対する連携強化、情報共有などの助言。
- ② 発掘調査経費の原因者負担という現行の仕組 みの堅持と、自然災害等における柔軟な対応に ついて、関係機関との調整にあたっての配慮。
- ③ 大学での考古学や埋蔵文化財保護行政の教育の充実、文化庁による研修、法人の発掘・整理の現場を活用した研修等の充実を図るなど、埋蔵文化財専門職員の人材確保及び育成に関する配慮。大規模災害への迅速な対応のため全国の調査組織が効果的に役割を果たせるよう助言。

④ デジタル技術の指針に基づき、都道府県に対し、デジタル化に向けた具体的な検討を行い、 法人運営に必要な支援を積極的に行うよう助言。 デジタル化の技能修得にかかる研修の実施。

3 研修事業の開催

日程:令和6年10月10日(木)・11日(金)

会場:兵庫県神戸市 ホテル北野プラザ六甲荘 開催法人:(公財)兵庫県まちづくり技術センター

参加者:35法人 77名

内 容:

講演1

「阪神・淡路大震災と遺跡」

山本 誠 ((公財)兵庫県まちづくり技術センター埋蔵文化財調査部次長)

講演2

「東日本大震災と埋蔵文化財保護」 近江俊秀(文化庁文化財第二課主任文化財 調査官)

視察:兵庫県立考古博物館、神戸市立博物館、 兵庫県立兵庫津ミュージアム、国宝姫路 城、兵庫県立歴史博物館

4 各ブロックの活動状況

(1) 北海道・東北ブロック

北海道・東北地区会議 1回

共通提出議題 · 協議事項

- (ア) 事業量の推移について
- (イ) 令和5・6年度会計検査院実施検査状況について
- (ウ) 照会事項:
 - 労働保険、社会保険以外の保険について (賠償責任保険等の加入状況)
 - ・ 熱中症対策について (プレハブ等を使用する現場事務所・作業 員棟の室内環境整備状況)
 - ・ 有期労働契約職員の無期労働契約への転換について ほか
- (エ) 北海道・東北地区役員の輪番及び各種会 議等開催について

報告事項

(7) 令和6年度文化庁陳情活動報告

視察: 西久保遺跡、じょーもぴあ宮畑、古関裕 而記念館

(2) 関東ブロック

関東ブロック協議会 2回

報告事項:

- ・令和5年度地区ブロック運営補助金の収支 及び令和6年度地区ブロック運営補助金の 請求について
- ・「発掘された日本列島2024」展への協力依頼
- ・関東考古学フェアについて ほか

協議事項

- ・関東ブロック協議会輪番等について
- ・関東ブロック協議会規約の改正について
- ・総務グループネットワークについて ほか 聴取事項:
 - ・出土人骨・獣骨の扱い、保管について
 - ・発掘調査報告書300部の配布先について
 - ・出土品等整理作業および報告書作成作業に おけるデジタル化の推進とマニュアル化に ついて
 - ・ドローンの導入状況について ほか

デジタル技術等活用推進委員会 関東ブロック 地区委員会 2回

聴取事項:

- 手トレースのスキャニングについて
- クラウドストレージの活用方法について
- ・3 D測量の実用、事例について ほか

関東ブロック協議会連携事業

関東考古学フェア 1回

- ・スタンプラリー2024
- ・遺跡発表会「発掘された関東の遺跡2024」

実行委員会の開催 3回

- ・令和6年度事業について (遺跡発表会、スタンプラリー、分担金について)
- ・予算執行状況について
- ・令和7年度事業について ほか

(3) 中部・北陸ブロック

中部・北陸ブロック連絡会議 1回

報告事項:

· 全埋協第1回役員会報告

聴取事項:

- ・夏場の発掘作業における熱中症予防対策について
- ・3Dデータの利用状況及び発掘調査報告書 等での活用方法について
- ・全埋協サイトの今後について ほか

(4) 近畿ブロック

近畿ブロック会議 1回

内容:

- ・役員会の報告
- 表彰候補者の推薦
- ・ブロック活動状況及び次年度活動計画 ほか

主担者会議 2回

議事:

- ・「関西考古学の日2023」の精算について
- ・「発掘された日本列島2024」の実施について
- ・「第29回近畿ブロック埋蔵文化財研修会」の実施について
- ・「関西考古学の日2024」の実施について 聴取事項:
- ・発掘調査における熱中症特別警戒アラート・ 熱中症警戒アラートへの対応について
- ・令和6年度現在における60歳以上の技術系職員について

近畿地区デジタル技術等活用推進委員会 1回 協議事項:

・「聴取・協議事項の全国規模でのオンライン化 の提案」について ほか

その他:

・報告書などのOCR化について ほか

事務担当者会議 1回

聴取事項

- ・障がい者雇用について
- ・夜間勤務にかかる規定整備、手当等についてほか

「関西考古学の日2024」

- ・パンフレット配布(15,000部)による各種イベントの共同広報
- ・「関西考古学の日2024」記念講演会 ほか

「円滑な事業推進に係る技術指導等のための広域的な連携に関する協定」の文化庁への報告

(5) 中国・四国・九州ブロック

中国・四国・九州ブロック会議 1回

全体会議

- ・デジタル技術等活用推進委員会(報告)
- 発掘調査事例報告

「加茂東原遺跡の発掘調査」(徳島県東みよし町) の事例報告

管理者部会

情報交換事項:

- ・若手調査員の人材育成について
- ・損害賠償保険の内容について ほか

実務者部会

情報交換事項:

- ・写真による三次元測量 (Metashapeなど) で 取得した三次元データの活用方法について
 - ① 報告書に活用する場合
 - ② 普及啓発(ホームページや展示などでの 活用事例)
 - ③ データの保管方法
- ・現場及び整理作業に携わる臨時職員の養成 や育成について
- ・発掘現場における地震対策について ほか

5 会報発行

(公財) 愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県埋蔵文化財センターが担当し、第107号を令和6年9月30日に、第108号を令和7年3月31日にWEB上で公開しました。

6 デジタル技術等活用推進委員会の活動

研修会開催:

令和7年2月3日(月)オンライン開催 開催法人:

(公財) 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター(委員長法人)

(公財) 愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県 埋蔵文化財センター (副委員長法人)

講 演:

「三次元計測手法の実際-遺跡・遺構・遺物-」 金田 明大(独立行政法人 奈良文化財研究 所 埋蔵文化財センター 遺跡調査技術研 究室長)

事例報告:

「山形県埋蔵文化財センターでの3次元計測の 実践例」

天本 昌希 ((公財) 山形県埋蔵文化財センター 主任調査研究員)

7 「発掘された日本列島 2024」展への協力

・令和6年4月22日付けで、文化庁文化財第二課 長より全埋協会長宛てに協力依頼。

依頼内容:全埋協の解説パネルデータ作成

- ・令和6年4月25日付けで、全埋協会長から(公財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団理事長あてに協力依頼。
- ・令和6年4月26日に「発掘された日本列島2024」 展準備会をオンラインで開催。

議案 第2号

令和6年度収支決算報告及び監査 報告について

I 令和6年度収支決算報告

Ⅱ 監査報告

事務局から令和6年度の会費、事業費、事務局 費及び予備費等の収支決算について報告がありま した。

監事法人の(公財)北海道埋蔵文化財センター及び(公財)長岡京市埋蔵文化財センターは、令和7年5月9日に令和6年度会計収支決算について、関係伝票及び証拠書類を精査し、預金残高と突合した結果、誤りなく、適正、妥当な処理をしていることを確認した旨の報告があり、原案のとおり了承されました。

議案 第3号 令和7年度事業計画(案) について

I 令和7年度事業計画(案)

事務局から会議等の開催、文化庁への陳情・要望活動、研修事業の開催、功労者表彰事務、会報発行、デジタル技術等活用推進委員会の活動、「発掘された日本列島展」への協力及び地区ブロック運営補助案について提案説明があり、原案どおり了承されました。

1 会議等の開催

(1) 第46回総会

日 程: 令和7年6月12日(木)·13日(金)

会場:愛知県名古屋市「TKPガーデンシティPREMIUM名古屋新幹線口」

開催法人:(公財)愛知県教育・スポーツ

振興財団 愛知県埋蔵文化財セン

ター

参加者:36法人 88名

(2) 第1回役員会

日程:令和7年5月9日(金)

会 場:京都府京都市

「(株)京都JAビル」

開催法人:(公財)京都府埋蔵文化財調査

研究センター

参加者:12法人 23名

(3) 第2回役員会

日程:令和7年11月下旬 会場:新潟県新潟市内を予定

開催法人:(公財)新潟県埋蔵文化財調査

事業団 (会長法人)

2 文化庁への陳情・要望活動

令和7年度の文化庁への要望内容等については、 第1回役員会で検討した案を、本総会において案 のとおり決定しました。

6

要望書 (案)

全国埋蔵文化財法人連絡協議会の加盟法 人に対し、日頃よりご指導・ご支援を賜り、 あらためて厚く御礼申し上げます。

本協議会の加盟法人は、長年にわたり、 国や地域の歴史及び文化を知る上で欠くこ とのできない発掘調査を行い、調査報告書 の刊行や出土品の管理、文化財の普及啓発 に取り組むなど、地域における埋蔵文化財 の調査研究の中核機関として役割を果たす とともに、学術的な発展にも貢献しており ます。

一方、法人運営については、平成26年の 文化庁報告において指摘されたように、発 掘調査の事業量や専門職員の減少、法人調 査組織における財政基盤の脆弱さ、民間調 査組織の参入、原因者負担のあり方といっ た諸課題がありました。

また、平成30年の文化財保護法一部改正により、調査研究成果をふまえた取り組みなど文化財の一層の活用が必要とされておりますが、大規模化している地震、豪雨、台風などの自然災害への対応とともに、発掘調査事業の急激な増加などに伴う人材の確保・育成も喫緊の課題となっております。

加盟法人は規模的な相違により抱えている課題は様々ですが、令和3年の文化庁報告の内容を踏まえ、加盟法人が安定的な組織運営を行い、埋蔵文化財の調査研究・保護・活用を通じ、着実に地域貢献が果たせるように、下記のとおり特段のご配慮を引き続き賜るようお願い申し上げます。

\rightarrow

ー 埋蔵文化財保護行政における法人調査 組織の位置付けについて

法人調査組織が長年の事業実績と高い技術力を擁し、埋蔵文化財保護の一翼を担う組織であるとの位置付けを堅持し、地域における文化財調査研究の中核機関として文化財保護法改正の趣旨をふまえた文化財保護行政の推進に大きく貢献できるよう、法人調査組織との連携強化、情報共有などについて、地方公共団体に対しての特段の助言を願いたいこと。

二 発掘調査経費の原因者負担について

発掘調査経費の原因者負担は、法人調査 組織における安定的な発掘調査の実施に必 要不可欠な仕組みであり、有効に機能して いる現行の仕組みの堅持と、社会情勢の変 化に伴う賃金上昇や自然災害等においても 柔軟に対応していただくよう、関係機関と の調整にあたっては特段の配慮を願いたい こと。

三 埋蔵文化財専門職員の人材確保及び育成について

大学において考古学や埋蔵文化財保護行政に関する理論的及び実践的な教育の充実や大学と法人組織との連携強化が図られる取組等を促進するとともに、文化庁による専門職員を対象とした学術研修や法人主体の発掘調査及び整理作業の現場を活用した研修など、埋蔵文化財専門職員の人材確保及び育成について引き続き特段の配慮を願いたいこと。

また、近年増加している大規模災害等に 迅速に対応するため、全国の調査組織が効 果的に役割を果たせるよう助言を願いたい こと。

四 デジタル環境の標準化を統一的に進め る施策について

デジタル技術の導入に関する指針に基づき、機器・ソフト等の環境整備や技能修得、 データの適正な管理・保管及びクラウド化 への転換を見据えたデータ保存の在り方に 対する共通の認識が必要となるため、都道 府県に対し、デジタル化に向けた具体的な 検討を行い、法人運営に必要な支援を積極 的に行うよう助言を願いたいこと。

また、デジタル化に伴う技能修得にあたっては実効性のある研修の実施を願いたいこと。

3 研修事業の開催

日 程: 令和7年11月6日(木)·7日(金)

会 場:高知県高知市「高知会館」

開催法人:(公財) 高知県文化財団 埋蔵文化財セ

ンター

4 功労者表彰事務

令和8年度総会時での表彰に向けた事務について、(公財) 徳島県埋蔵文化財センターが担当法人となり、例年どおりのスケジュールで進めることとします。

5 会報発行

会報は、第109号(令和7年9月発行予定)、第 110号(令和8年3月発行予定)を(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県埋蔵文化財センター で作成し、WEB配信します。

6 デジタル技術等活用推進委員会の活動

令和7年度全埋協デジタル技術等活用推進委員 会会議については、以下のとおり開催します。

日程:未定

会場:原則としてWEB会議で開催予定

委員長:(公財) 岩手県文化振興事業団 埋蔵文

化財センター

副委員長 兼 ホームページ管理運営の実務担当 法人:(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団

愛知県埋蔵文化財センター

7 「発掘された日本列島」展への協力

例年、文化庁から依頼がある「発掘された日本 列島」展に対する加盟法人の協力については、全 埋協の事業として主体的にバックアップすること とし、当該必要経費を予算化します。

8 地域ブロック運営補助

例年通り、各地区ブロック活動(ブロック会議等)事業に対し、運営費を助成します。

議案 第4号

令和7年度収支予算(案)について

I 令和7年度収支予算(案)

事務局から、収入については、規約にある会費年額の100%を徴収し予算化している旨説明がありました。また、支出では、総会費及び研修会費の物価上昇分に、前年度に計上していたコロナ対策費を充てる旨の説明があり、全て原案どおり了承されました。

総会講話 (要 旨) 「埋蔵文化財保護制度と今日的な課題」 文化庁 文化財第二課 主任文化財調査官 近江 俊秀 氏

現状と制度の成り立ち

最近、埋蔵文化財保護行政を取り巻く現状は、非常に厳しいものがあります。特に諸物価・人件費の高騰、そして担い手の問題です。これらの問題には、現在の大きな社会の流れの影響によるものと、埋蔵文化財保護行政が本来的に抱えている問題、例えば「周知」という保護の仕組みやいわゆる原因者負担という考え方に起因している問題もあります。特に後者の問題は、埋蔵文化財の保護制度と成り立ちにも深く関わるので、制度の成り立ちに遡って保護の仕組みを考えるという視点が重要になると考えます。

昭和25年に文化財保護法が出来上がった時、現在は第六章にある埋蔵文化財は第三章の有形文化財の章に入っていました。この時に、57条(現92条)の埋蔵物たる文化財を発掘しようとするときは届け出るという制度が設けられています。ただ、条文上では動産文化財を対象とするという規定になっています(運用上はいわゆる遺構も有形文化財として扱うこととされていた)。

この昭和25年の法の制定の時の埋蔵文化財における問題とは、遺跡の盗掘・濫掘でした。登呂遺跡の発掘成果が注目されたことによって、学術的な方法に拠らない調査が横行していたと言います。それを防止するために57条が設けられ、改正を受けながら現在の92条になっています。

ここで注意すべき点は、92条(旧57条)というのは、対象の土地を定めているものではなく、あくまでも発掘という行為に関する規制であることです。調査の目的で、土地を掘削する場合に届出を出しなさい、ということですので、周知の包蔵地であるかどうかは問われていないのです。

ちなみに昭和25年の時に設けられていた規定には、出土遺物(現在の保護法100条から108条)がありました。この出土遺物の規定は、明治32年の遺失物法にあった規定を文化財保護法にそのまま



講演する近江主任文化財調査官

移したものです。保護法制定当初の埋蔵文化財に 係る規定は、大きく二つの規定からなっていたと いうことです(この他には遺跡発見の届出と文化 財保護委員会による発掘調査の規定がある)。

昭和29年改正で、第57条の2、つまり現在の 93条が設けられます。それまでは、道路や建物の 建設といった開発に関しても、第57条を適用して いたようですが、それは不都合であることから別 個の規定が設けられたのですが、事前に届出を求 めるには、当然どこに遺跡があるか、つまりどの場 所が届出が必要なのか明確化しておかなければい けません。しかし、埋蔵文化財は、土地に埋まって いて人目につかない状態であるから、容易に所在 や範囲が明らかではない。そこで苦肉の策で作り 上げたのが、周知の埋蔵文化財包蔵地という仕組 みです。ここに遺跡があると誰もが知っている場 所で工事する時には届け出を出してくださいとい う規定が29年の時に出来上がりました。法的な特 定制度を設けずに、届出義務を課すというのが、93 条の特徴と言えます。

それから、埋蔵文化財と遺跡は一般的には同義語として使われていますが、法律上は違うと整理されています。文化庁が出している文化財の体系図では、「記念物」のところに「遺跡」とあります。法律上でいう「遺跡」は文化財の種類です。その下に点線で埋蔵文化財があります。埋蔵文化財は文化財の存在形態であり、種類ではありません。そのような整理になっています。

埋蔵文化財とは、文化財が人目に付かない状態にある場合を指していますので、記念物、有形文化財、有形の民俗文化財など様々な類型の文化財を横断しているということになります。また、埋蔵文化財の保護の仕組みは、文化財保護法の中でも独自の仕組みとなっています。例えば、遺跡で重要な

ものは史跡として保護します。また出土遺物は、重要文化財として保護することになります。つまり、制度的に保護を求めるものは、それぞれの類型の文化財の保護の仕組みに立ち返って、保護対象とされるという仕組みです。つまり、保護の対象は法律によって選択されることになっています。要は、埋蔵文化財であるだけでは、その保護を強制するような仕組みがないわけです(第93条の指示の中で現状保存を求めることは可能だが、それはあくまでも行政指導であって強制力は有しない)。

文化財保護法の昭和50年改正は、皆様方の組織 の成り立ちにも大きく関わってきます。昭和30年 代後半から 50 年改正までの間、国会が開かれるた びに何らかの遺跡の保存問題が論じられています。 この時期は開発が非常に盛んになり、それによっ て公害問題・環境破壊問題が非常に大きな社会問 題になった時期でした。無秩序の開発によって、大 事な日本の自然や人々の健康が脅かされるという ことが大きな問題になり、国会でも、そのような話 が非常にたくさん出される中で、埋蔵文化財の保 存問題も取り上げられています。埋蔵文化財の保 護の仕組みは、このような無秩序な開発に関する アンチテーゼとして、その保護の必要性が訴えら れ、国会での議論を経て、今の枠組みができたとい うことになります。学界では、改正後の不備が指摘 されたのですが、公共事業における事前協議制の 導入等、開発前に事前の発掘調査が、実質的に義務 付けられるようになるなど、大きな変更もありま した。

ただ、昭和50年改正後、逆にその揺り返しがきます。発掘調査が事実上、ルール化されたはよいものの、一方で調査員の数が圧倒的に不足していました。文化庁の統計資料を見ていただきますと、まだ数百人ぐらいしかいない時代です。そこに大規模開発があるたびに発掘調査が生じると、当然、円滑に回るはずがありません。国会でもこのことが問題になっていきます。昭和53年、衆議院建設委員会では、埋蔵文化財の取扱いに対し、客観性・透明性を求める質問や、費用と期間が増加し発掘調査の迅速化を求める話が出てきます。あるいは、国会議事録を読んでいると、昔の人の遺跡を掘るよりも、今の人たちのためにお金を使うべきだといった話が出てきた時もあります。

それに対して文化庁は何をしてきたかというと、 埋蔵文化財センター設置の促進です。発掘調査が できる組織を全国で充実させるという事です。セ ンターを作るための補助金を支出する、また、専門 職員を雇用した場合には特別交付税措置をすると いうことを行っています。

さらに、法人調査組織の設立を進めるという事業も50年代ぐらいに急速に進んでいます。開発をいかに待たせずにスムーズに発掘調査できる体制を構築するか、それを大きな課題、目的として体制整備がなされてきました。いわば記録保存に対応するための体制整備が、この時期、急速に進められたのです。

発掘調査は、予算規模では平成9年をピークに、また専門職員数は平成12年をピークに一気に落ちます。開発に対応するために体制を整えてきたので、開発がなくなると体制がいらなくなる。増えている時は良かったが、減ってきたらその反動を受けているというのが、今の埋蔵文化財保護の体制ということです。

埋蔵文化財はそもそも土地の属性であるという 考え方があります。急傾斜地や河川の氾濫区域の ように、土地そのものが本来的に持っている属性 であると位置づけられており、それが行政が決定 するのではなくて、「周知されることにより保護す る」という考えを成り立たせているのです。

また、府中裁判では、埋蔵文化財包蔵地は公共のために適切に保存すべきものであり、その利用は、公共の福祉による制約を受けるということが述べられています。もちろん、それは無制限なものではなく、届け出義務とそれに対する行政指導という範囲(行政指導の結果、生じる負担の範囲についてもこの時の判決で触れられている)とされています。第六章の規定は、そういった意味では、その制約の内容(国民が受認すべき範囲)を示したものです。ちなみに、周知されているというだけで国民に義務を課す制度というのは、他法令には一切存在していません。

93条の指示は、強制力を有しない行政指導として行われます。従って、93条に関して現状保存を指示したとしても、あくまでも行政指導ですから、その趣旨に従って指示を受けたものが、現状保存に協力しましょうという話にならない限り、現状保存は達成できない仕組みです。

では、なぜ強制力がある許可制や罰則を設けることができないのかというと、許可制度を設けるのであれば、範囲の特定制度を設ける必要があるということです。正当な手段によって、何丁目何番地まで明確にその範囲を特定し、規制をかけることができれば許可制度も広がってきますが、現状では難しい状況です。一方、96条に中止禁止命令があります。これと同様の仕組みを設けることは法的には不可能ではありません。しかし、96条の

ような形で中止禁止命令を作ろうとすれば、手続き等やその中止禁止命令を受けたことによって発生した損失に関して補償する必要があります。この損失補償というのはネックになります。現実的に非常に困難です。現行の周知の包蔵地というような仕組みの中で、当面の間はやっていかざるを得ないというのが、今の法律上の限界ということになります。

文化庁の取り組み

文化庁では、「発掘調査のイノベーションによる 新たな埋蔵文化財保護システムの構築のための調 査研究事業」をやっております。その事業の一つの 目的として、今のデジタル技術等を用いた周知の 包蔵地の把握の促進と遺跡地図の高精度化を目指 しています。埋蔵文化財をできるだけ正確に把握 する。そのためにいろいろな技術を使っていく取 り組みです。究極には、何丁目何番地レベルまでの 包蔵地の範囲の特定、それにつながるような仕組 みを将来作っていきたいと考えています。

要は、昭和50年改正の時から議論になっていた 周知の包蔵地の範囲の特定に関して道筋を作って いきたいと思っています。当然それをやるために は、我々だけではできません。全国の皆様方が持っ ている過去の発掘調査データの提供にご協力いた だいて、まずベースとなるような基礎資料を皆さ んの協力のもと作っていこうというのが、この事 業の狙いです。様々な形でご協力をお願いするか もしれませんので、よろしくお願いしたいと思い ます。

いわゆる原因者負担の仕組み

いわゆる原因者負担が最初に文章化されたのは昭和39年、国交省(当時の建設省)や開発を担当する省庁、また、公社・公団に向けて発出した依頼文です。「必要な経費は、当該事業関係予算により負担されたいこと。」というのがこれです。この通知に基づいて、関係省庁、公社・公団と覚書を締結して、いわゆる原因者負担が定着しました。なお、これらの覚書が、昭和50年改正で法制化され、現在の94条となっています。

このような考え方というのは、民間にも広がっていきます(正確に言えば民間に対しては、昭和35年頃から開発によって得られる収益の一部を発掘調査費として支出してもらうということが行われていた)。民間における原因者負担の考え方というのは、覚書も通知もありませんので、少し考え方が違います。94条が「事前協議制」であるため、事

前の話し合いで、発掘調査を誰が行うかなどを決めることになっているのに対し、93条は事業者に対し行政が発掘調査の指示を出す、すなわち事業者の責任で発掘調査を実施することを求める点で大きな違いがあります。

法的な整理としては、93条による届出が出て、 地方自治体が届出を受理します。それに対して、必 要によって記録保存調査の指示を出します。通知 を受理した事業者はこの通知の内容(行政指導)に 従うか従わないかの判断を行います。この判断の 過程の中で行政が、調査の実施にあたって必要な 情報の整理をして提供します。協議・調整を行って、 その結果、調査を行うことを事業者が決定します。 その調査を皆さんの法人組織に委託することによ って初めて費用が発生するという建て付けです。 行政指導として発出されますので、強制力があり ません。直接的な費用負担を求めるのではなくて、 あくまでも調査の実施を求めて、調査の実施を決 定した人が調査をするために必要なお金を支払う、 それによっていわゆる原因者負担が成り立ってい ます。

当然、行政指導ですから、行政指導は単にお願い したりするだけではなく、行政としてこうあるこ とが理想的だということを示しながらその実現に 対して協力を依頼する行為です。

遺跡地図の役割

遺跡地図の役割は先ほど少し申し上げましたが、 遺跡地図の高精度化というのは、しっかりした保 護の仕組みを作る上で必要不可欠だと思っていま す。周知の包蔵地は周知されることによって保護 の仕組みが発動されるという考え方になりますの で、遺跡地図はより高精度で正確なものを公開し ていく必要があると思います。

出土品の保管

出土した文化財に関して、「文化財として認定されたから廃棄できない」という主張をよく聞きますが、制度上では、その理解は誤りとなってしまいます。それというのも、文化財保護法 100 条から108 条には、保存に係る規定は存在しないからです。100 条から108 条の規定は、文化財として認めることにより所有権を確定するというだけで、要は所有権確定のための仕組みにすぎません。

今、いろいろなところで出土品の保管が問題になり、遺物を捨てられないのかという話が出てきています。この話に対して、「文化財だから捨てられない」と回答すると、制度について詳しく知って

いる人なら、「捨てたらダメってどこにも書いていない。」と言われます。ではなぜ我々が保管していかなくてはいけないのか。

一つには、立法趣旨からして、重要なものは公で 保管すべきだという考えがあると言えるだろうと いうことです。民法 241 条に、埋蔵物の発見とい う規定があります。埋蔵物は発見者が所有権を有 します。他人の土地で見つけた場合には、その土地 の所有者と発見者が 1/2 ずつ所有権を有します。 ただ、それが文化財である時には発見者と所有者 には所有権が行かず、都道府県に帰属します。この ような仕組みが出来上がっているのは、そもそも 文化財は、公の財産として扱うべきものだという 考え方があるからです。

また、発掘に先立って、土地所有者に事前に権利 放棄を求めますが、この権利放棄というのは、譲与 したくないとか、報奨金を払いたくないというだ けではなくて、出土したものに関しては行政が責 任をもって保管して活用しますということを、土 地所有者に対して約束しているということと同義 だろうと考えられます。そう考えていくと、邪魔だ からといって行政が捨てるというのは、法律の趣 旨からも反します。土地の所有者との関係からも、 やはりおかしなことになります。そういった意味 では、軽々に廃棄することはできないという結論 に達すると思います。

ただし、一方で、未来永劫、増え続けるものをすべて保管し続けるかどうかとなってくると、また話が変わってきます。保管に関しても一定程度費用がかかります。ほとんど公費です。公費を投入するにあたってふさわしいものであることを、やはり説明する必要があります。出土品の保管にあたっては、現時点ではまだ検討を進めてはいませんが、我々としては、出土品の再整理を通じて、より活用しやすい環境や、活用頻度に応じた適切な保管環境を整えるように、これから進めてまいりたいと思っています。出土品の考え方に関しては、皆様方と共有しておきたいと思っております。

おわりに

まとめとしていくつかお話ししたいと思います。 特に皆様方にお願いしたいことや、我々もやって いくことです。

一つは先ほど申し上げました周知の埋蔵文化財包蔵地の把握の推進です。これから先の埋蔵文化財行政において、一番大事なことになってくると思います。昭和25年から取り組んでいますが、まだ達成できていない状態です。ただし、最近様々な

技術もありますし、デジタル化が進む中で、包蔵地の把握の推進にもそれらの技術が使えるようになってきていると思っております。埋蔵文化財保護の強化のためにも、様々な立場の皆様と力を合わせて取り組んでいく必要があるのではないかと思います。これが今日的な課題をクリアする上での重要なポイントになってくると思います。

それから、発掘調査の効率化・費用の低廉化です。 冒頭申し上げたように、諸物価が高騰しています。 人件費も上がっています。労働者不足や働き方改 革があります。現場環境に関しても、これまで以上 に一層気を遣う必要があります。熱中症問題もそ うです。そのためには、当然お金がかかります。低 廉化に逆行しなければならない事柄が現在は、た くさん、出ております。しかし、その一方で今まで 我々がやってきた作業を再点検することによって、 費用を削減できるような部分があるのではないか と考えています。

全埋協でもデジタルの検討委員会を進められて いるというお話ですが、測量計測にデジタル技術 を用いて省力化を図ることは、第一義的には費用 の増加につながるかも知れませんが、調査期間が 短縮すればトータルコストは低減される可能性が あります。また、掘削重機の進歩を受けた、作業の 機械化によって効率化を図ることもできるでしょ う。そうした、いろいろな可能性を考えておく必要 があると思います。当然、発掘調査の精度を落とす という方法ではなく、精度を保ちつつ、いかに新技 術や様々な技術を用いて低廉化を図るかというこ とを、これから真剣に考えていかなければいけな いと思っております。それぞれの組織の中で、そう いった技術を試験的にでも導入していただき、そ の成果を皆様方で共有していただき、より良いや り方を考えていただけたらと思っています。

最後に、昨年の研修会でもお話しましたが、「遺物の実測図は本当に必要なのか」という問題です。これは遺物の実測図がいらないという話をしているわけではないですが、ただ一方で、今までずっと教わってやってきた作業がある意味、形骸化しているところがないでしょうか。実測図だったら、図面が載っていることが重要であって、その図面から何が読み取れるか、どれだけの情報を持っているかというようなことに関して、無頓着になっていないでしょうか。やり方をもう一度再点検して、真に必要なものは何なのか。また、そのやり方に変わるものが今本当にないのかということを改めて考えるのも、今の時期なのではないかという気がしています。

MCMTHILL WHENTOUT CLOSE OF CHILD

視察Aコース

清須市:あいち朝日遺跡ミュージアム

瀬戸市:愛知県陶磁美術館

参加50名は、大型バス1台に乗り込み、9:10に 名古屋駅を出発し、9:35頃あいち朝日遺跡ミュー ジアムに到着しました。

一番である」となるのでしているとなってもある

あいち朝日遺跡ミュージアムは、国史跡貝殻山 貝塚遺跡を含む弥生時代の大集落、朝日遺跡に 2020年に開館した施設で、代表的なパレス・スタ イル土器をはじめ、石器、木製品、骨角器、金属 器など2,028点の重要文化財を展示・収蔵する建物 と、水田と環濠に囲まれた集落を体感する屋外展 示空間(写真1)があります。展示構成と普及活動 の取り組みや企画展「S字甕」について学芸員松 本彩氏に案内していただきました。

その後、瀬戸市へ移動し、愛知県陶磁美術館へ。 こちらは国内有数の窯業地である瀬戸市に陶磁専門ミュージアムとして、1978年に愛知県陶磁資料館として開館し、2013年に改称されました。

学芸員の大西遼氏に展示の構成や見どころについて解説していただき、各時代の国内外の膨大なコレクションに圧倒されつつ、足早に観覧を楽しむことができました。(写真2)



【写真1 あいち朝日遺跡ミュージアムの見学】



【写真2 愛知県陶磁美術館の見学】

MUNTEL DWENTOUNDLESSED

視察 Bコース

刈谷市: 刈谷市歴史博物館 豊田市: 豊田市博物館

参加27名は、大型バス1台に乗り込み、8:30に 名古屋駅を出発し、9:20頃刈谷市歴史博物館に到

着しました。

刈谷市歴史博物館は、2019年3月に開館した博物館で、芋川遺跡など県指定史跡となっている刈谷西部の縄文遺跡や、戦国大名水野氏が築いた刈谷城を展示・解説する「歴史ひろば」と、現在も実際に祭りに使われる山車などを展示する「まつりひろば」(写真3)で構成されています。また同館内の埋蔵文化財の整理スペースやその収蔵庫について、その稼働状況を学芸員の野村啓輔氏に案内していただきました。

その後一行は、豊田市へ移動し11:00に豊田市博物館に到着しました。同館は、2024年4月に開館した三河地域で最新の博物館です。副館長の高橋健太郎氏に案内していただき、そびえる柱と高い天井に感心しつつ、山と川がつくる地勢に自動車産業が定着するまでの歴史と自然の展示を見学しました(写真4)。また当日は、地元の長興寺所蔵の重要文化財「紙本著色織田信長像」が6年ぶりに特別公開されており、貴重な経験をすることもできました。



【写真3 刈谷市歴史博物館の見学】



【写真4 豊田市博物館の見学】